

委員会提出議案第1号説明資料

伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

令和3年第1回定例会において、議員定数を18名から16名に削減する条例が可決されたことに伴う条例の改正である。

2 改正の内容

各常任委員会の定数を、総務文教常任委員会及び産業民生常任委員会については8人、予算決算常任委員会については16人とする。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 <u>8人</u> ア～カ 略 (2) 産業民生常任委員会 <u>8人</u> ア～オ 略 (3) 予算決算常任委員会 <u>16人</u> ア及びイ 略	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 <u>9人</u> ア～カ 略 (2) 産業民生常任委員会 <u>9人</u> ア～オ 略 (3) 予算決算常任委員会 <u>18人</u> ア及びイ 略